

令和6年度ものづくりスタートアップ伴走支援事業
業務委託基本仕様書

1 事業の目的

山形県の産業を牽引する中核的ビジネスの担い手となりうる、ものづくり産業（※1）における新たなビジネスアイデアを持つ者を掘り起こし、資金調達等に向けたプレゼンテーション指導・実践までを伴走支援することにより、ものづくりスタートアップの創出を図ることを目的とする。

※1 ものづくり産業とは、ものづくり技術を主に利用して行う事業が属する業種であって、製造業又は機械修理業、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業その他の工業製品の設計、製造若しくは修理と密接に関連する事業活動を行う業種の産業をいう。（山形県ものづくり産業振興戦略（令和2年3月制定））

その他、情報通信業におけるAIやIoT等のものづくり技術と関連する事業活動も含むものとする。

2 委託業務名

令和6年度ものづくりスタートアップ伴走支援事業業務

3 事業対象者

新たなビジネスアイデアで、ものづくり産業における新市場の開拓や高成長を目指す、県内に居住する個人または事業所を持つ中小企業者（※2）とし、県内において創業（※3）の意思を有する者または令和4年3月1日以降に創業している者とする。

※2 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号及び第3号に規定する者で、次に規定する中小企業者（みなし大企業）を除く。

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有する中小企業者

ロ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有する中小企業者

ハ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める中小企業者

※3 株式会社等の設立の登記を行うことをいう。

4 支援対象予定者数

3者以上とする。

5 委託業務の内容

ものづくり産業における新たなビジネスアイデアを持つ者を掘り起こし、ビジネスプランの策定・ブラッシュアップ、資金調達等に向けたプレゼンテーション指導・実践までを伴走支援するものとし、次の業務を行うことを基本とする。

なお、業務の推進にあたっては、山形県産業労働部産業技術イノベーション課と連携して進めること。

(1) 支援対象者の掘り起こし

伴走支援希望者の募集・発掘を行い、ヒアリング等によりビジネスアイデアの事業化の可能性を評価し、県と協議のうえ、支援対象者として3者以上を選定する。

また、募集にあたって、アントレプレナーシップの醸成や当事業のプログラム紹介等に係るセミナーを開催すること（支援対象者の掘り起こしに効果的であれば、募集開始の前後は問わない）。

(2) ビジネスプラン策定のための研修・ワークショップの実施

ビジネスプラン策定のための研修またはワークショップを1回以上実施する。個別に実施する場合には1者につき1回以上とする。

(3) ビジネスプランのブラッシュアップ

支援対象者が策定したビジネスプランに対する個別のブラッシュアップを1者あたり12回以上実施する。なお、1回あたり1時間程度とする。

(4) 資金調達等に向けたプレゼンテーション指導

資金調達先等に対する効果的なプレゼンテーションに向けた指導を、研修やワークショップにより1回以上実施する。

なお、個別に指導を実施する場合には1者につき1回以上実施することとするが、(3) ビジネスプランのブラッシュアップの実施に際して、プレゼンテーション指導を並行して実施することで効果の最大化を図ることができる場合は、その実績を重複して計上しても差し支えない。

(5) アウトプットの機会創出

(3) ビジネスプランのブラッシュアップ及び(4) 資金調達等に向けたプレゼンテーション指導の進捗状況に応じた、支援対象者がプレゼンテーションの実践によりアウトプットできる機会を委託業務期間中に1回以上創出すること。

(6) その他目的を達成するために必要と認められる事項

6 委託業務の対象経費

(1) 事業の進捗管理を行う事業責任者及び事業従事者の人件費（賃金、通勤手当等の諸手当、社会保険料等の事業主負担）、研修講師等外部人材の謝金。

なお、賃金・謝金等については、業務内容、労働条件、市場情勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。

(2) 事業の進捗管理を行う事業責任者、事業従事者及び研修講師等外部人材の旅費。

(3) 本事業の実施に伴い必要となる諸経費（資料作成経費、通信費、消耗品等）。

なお、研修等の実施にあたっては受託者自らを講師としてもよい。また、支援対象者が研修等に参加するための旅費等は、支援対象者の負担としてもよい。

7 状況報告等

委託業務の履行状況について報告を求められた場合には、県の定める方法により速やかに報告すること。

8 留意事項

(1) 受注者は、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。

(2) 受注者は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）その他関係法令を遵守するとともに、個人情報取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。

(3) 受注者は、この事業を実施するにあたって知り得た企業情報等について、守秘義務を遵守するとともに、事業対象者に対しても十分な説明を行うこと。

(3) 受注者は、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県に報告すること。

(4) 受注者は、この事業に係る苦情等について、責任を持って対応するものとする。

(5) 本事業の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。

(6) 本事業に関する関係書類は事業終了後 5 年間保存すること。

9 その他

この基本仕様書に疑義が生じたとき、又はこの基本仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度、県と協議するものとする。